

公開

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

2025年4月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

(原子炉主任技術者の選任)

第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。

(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務

(2) 原子炉の運転に関する業務

(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務

(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務

2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。

3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部の特別管理職以上とし、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を専任する。

4. 代行者は、特別管理職以上とする。

5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)

第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。

2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。

3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。

(廃止措置主任者の選任)

第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であつて、以下の（1）から（5）のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。

- （1）原子炉施設の施設管理に関する業務
- （2）原子炉の運転に関する業務
- （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務
- （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務
- （5）原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務

2. 廃止措置主任者は、特別管理職以上とする。

3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。

4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

附 則

附則（令和7年2月13日 原規規発第2502131号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和6年5月30日 原規規発第2405302号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年6月7日から施行する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

4. 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階、2号タービン建物2階、2号廃棄物処理建物1階」および「図28. 屋外配管トレーンチ（1）」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

5. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。

附則（令和6年5月17日 原規規発第2405172号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年5月24日から施行する。

附則（令和6年4月24日 原規規発第2404241号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年4月26日から施行する。

附則（令和4年8月22日 原規規発第2208225号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和4年8月29日から施行する。

2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年3月11日 原規規発第2203111号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和4年3月18日から施行する。

附則（令和3年3月23日 原規規発第2103232号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和3年4月1日から施行する。

2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年9月17日 原規規発第2009178号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和2年9月25日から施行する。

第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な評価）、第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。

2. 第10条（原子炉施設の定期的な評価）については、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の確認を受けた時点。

3. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第55条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。

4. 附則（平成26年2月26日 原管B発第1402261号）第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。

(試験使用期間中の特例)

第3条 3号炉については、原子炉への燃料装荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の確認を受けるまでの期間（以下「試験使用期間中」という。），第27条の2（計測および制御設備）の一部および第48条（格納容器内の酸素濃度）を適用除外する。

下表に、適用除外条項、適用除外期間および適用除外期間中の対応を示す。

適用除外条項	適用除外期間	適用除外期間中の対応
第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）	燃料装荷期間中、 計数率が安定して 3 s^{-1} 確保される までの期間	[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装に係る確認については、別表1のとおりとする。
第48条（格納容器内の酸素濃度）	試験使用期間中	—

別表1 起動領域モニタ計装に係る確認

要 素	項目	頻度
1. 起動領域モニタ計装	当直長は起動領域モニタの要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。	原子炉の状態が燃料交換 ^{*1} の場合は毎日1回 炉心変更中 ^{*1} の場合は12時間に1回

※1：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

2. 3号炉については、その試験使用期間中、本規定について、燃料の初装荷に関する事項へ適用する場合は、以下のとおり読みかえる。

本規定中の用語	読みかえ
取替	装荷
取替炉心	初装荷炉心